

【平成 23 年度】

市町村における成年後見制度利用支援事業に関する実態調査報告書

調査の実施概要

1 調査の目的

本調査は、大阪府・兵庫県・京都府の各市町村を対象に、成年後見制度の利用支援状況を調査し、現状と課題を把握することで、成年後見制度利用支援事業の拡大促進へつなげることを目的に行った。

2 調査対象

大阪府・兵庫県・京都府の各市町村 110件

内訳

大阪府：43市町村 兵庫県：41市町村 京都府：26市町村

3 実施方法

アンケート用紙を郵送し、FAX又は郵送で回収した。また、一部の市町村には直接訪問し、個別具体的な内容のヒアリングを行った。

調査結果の概要

調査対象110市町村のうち、回答を得られたのは、82市町村（京都府エリア14件、大阪府エリア35件、兵庫県エリア33件）であった（回答率：約74.5%）。

以下、各質問項目ごとに回答結果を示す。

平成 23 年度成年後見制度利用支援事業の予算について

- 問 1 成年後見制度利用支援事業にかかる予算総額
- 問 2 成年後見制度利用支援事業にかかる予算の内訳について
- 問 3 成年後見制度利用支援事業以外に成年後見制度等について予算がある場合

< 京都府エリア >

平成 23 年度、予算額が 100 万円以上の 4 市のうち、高い順から、宇治市が約 220 万円（申立費用は約 43 万円、成年後見人等の報酬助成は約 170 万円）となっており、次に、木津川市の約 150 万円（申立費用は約 49 万円、成年後見人等の報酬助成は約 100 万円）、長岡京市の約 130 万円（申立費用は約 32 万円、成年後見人等の報酬助成は約 100 万円）と続いている。

また、最も予算が少ない市町村は、大山崎町の 10 万円（実績なし）であった。

後見申立費用一件あたりの金額は、宇治市、木津川市と長岡京市のうち、宇治市と長岡京市は約 10 万円となっているが、木津川市は約 16 万円であった。

< 大阪府エリア >

平成 23 年度、予算額が 100 万円以上の 22 市のうち、高い順から、東大阪市が約 14,500 万円（申立費用は約 280 万円、成年後見人等の報酬助成は約 750 万円）となっており、次に、堺市の約 770 万円（申立費用は約 310 万円、成年後見人等の報酬助成は約 350 万円）、松原市の約 510 万円（申立費用は約 210 万円、成年後見人等の報酬助成は約 290 万円）と続いている（大阪市は未回答）。

また、予算が少ない市町村として、豊能町の約 11 万円（申立費用は未回答、成年後見人等の報酬助成は約 11 万円）、富田林市の約 13 万円（申立費用は約 3 万円、成年後見人等の報酬助成は約 10 万円）であった。

堺市では、成年後見制度利用支援事業以外の予算があり、内容は、成年後見制度の普及・啓発を目的とした講演会の開催、冊子の印刷経費、成年後見制度市長申立のための親族調査等委託経費等があった。

後見申立費用一件あたりの金額は、東大阪市では、高齢者の場合が約 8 万 3 千円、障がい者の場合が約 10 万 9 千円となっているが、松原市では、高齢者の場合が約 15 万

4千円、障がい者の場合が約10万4千円と、高齢者の場合が障がい者の場合より、若干高い結果となった。

<兵庫県エリア>

平成23年度、予算額が100万円以上の14市のうち、高い順から、宝塚市の約560万円（申立費用は約150万円、成年後見人等の報酬助成は約410万円）となっており、次に、西宮市の約490万円（申立費用は約210万円、成年後見人等の報酬助成は約240万円）、明石市の約430万円（申立費用は約140万円、成年後見人等の報酬助成は約280万円）と続いている（尼崎市は未回答）。

また、上郡町は、予算計上されておらず、後日、ヒアリングを実施したところ「相談件数は、平成22年度の一年間で10件くらいあるが、首長申立まで至らない」とのことであった。

後見申立費用一件あたりの金額は、西宮市の障がい者の場合の一件あたり16万円を除き、宝塚市、西宮市と明石市の3市とも約10万円となっている。

市町村長申立の実績について

問4 平成22年度の市町村長申立件数

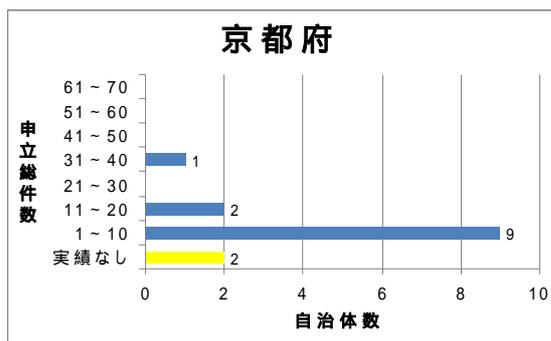
問5 平成12年から平成22年度までの市町村長申立件数の総件数

<京都府エリア>

平成22年度の後見申立件数が多い順に、宇治市11件、長岡京市5件、舞鶴市3件と続いている。後見申立件数が1件もない市町村も6件あった。

新制度となった平成12年度から平成22年度までの後見申立件数が多いのは、宇治市33件、亀岡市16件、舞鶴市13件、長岡京市10件と続いている。

過去一度も後見申立の実績がない市町村は2件あった。

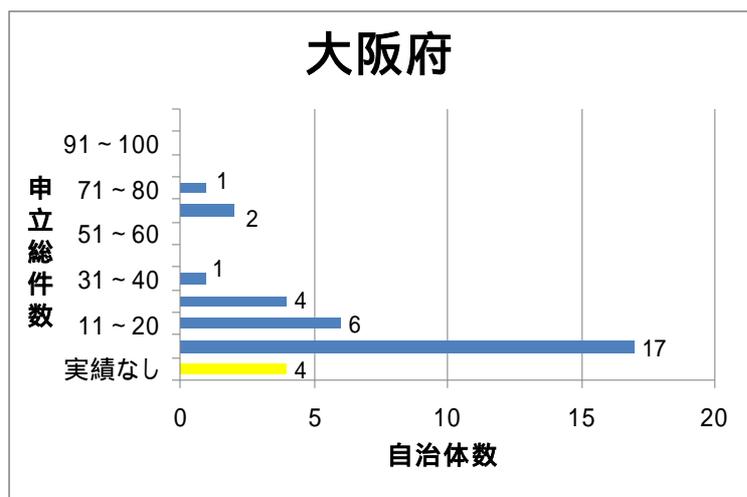


<大阪府エリア>

平成22年度の後見申立件数が多い順に、高槻市が20件、東大阪市が19件、堺市が13件と続いている。後見申立件数が1件もない市町村は10件あった(大阪市は未回答)。

新制度となった平成12年度から平成22年度までの後見申立件数が多いのは、東大阪市73件、高槻市70件、堺市68件、貝塚市37件、豊中市30件と続いている。

過去一度も後見申立の実績がない市町村は3件あった。

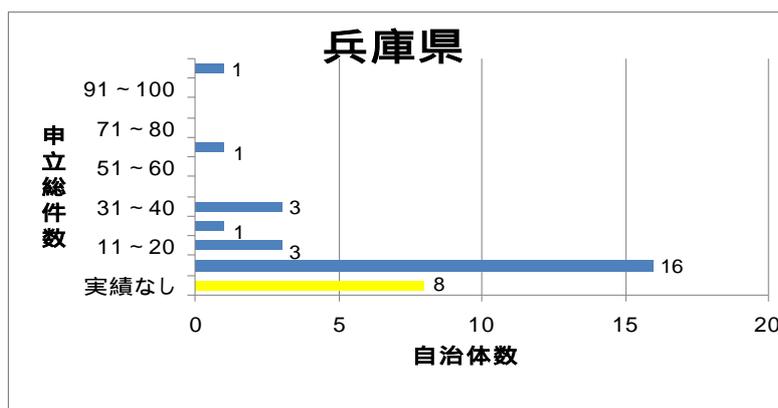


<兵庫県エリア>

平成22年度の後見申立件数が多い順に、神戸市30件、明石市19件、西宮市16件、伊丹市9件、宝塚市8件、芦屋市6件と続いている。後見申立件数が1件もない市町村は16件あった。

新制度となった平成12年度から平成22年度までの後見申立件数が多いのは、神戸市137件、西宮市68件、明石市39件、姫路市38件、宝塚市33件、伊丹市23件と続いている。

過去一度も後見申立の実績がない市町村は8件あった。



問6 市町村長申立の事務は、どのように行っているか。

問6-1 事務の委託先と委託内容について

<京都府エリア>

八幡市では、事務の一部を『障害者生活支援センターやまびこ』に委託している。

また、アンケート結果によると、その他の市町村では、全部の事務を市町村で行っている。

<大阪府エリア>

堺市及び箕面市が事務の一部である親族調査を『大阪府行政書士会』へ委託している。

また、アンケート結果によると、その他の市町村では、全部の事務を市町村で行っている（大阪市は未回答）。

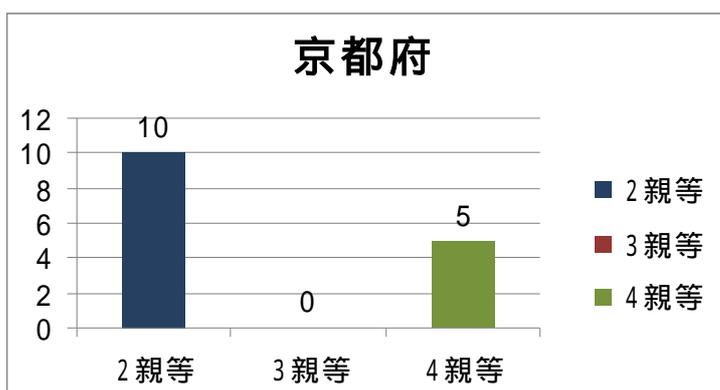
<兵庫県エリア>

播磨町では、事務の一部である審判申立業務を委託しており、洲本市は、担当圏域の利用者について市の一部事務を行っているとの回答があった。また、アンケート結果によると、その他の市町村では、全部の事務を市町村で行っている。

問7 市町村長申立の際、親族への意向確認は何親等まで行っているか。

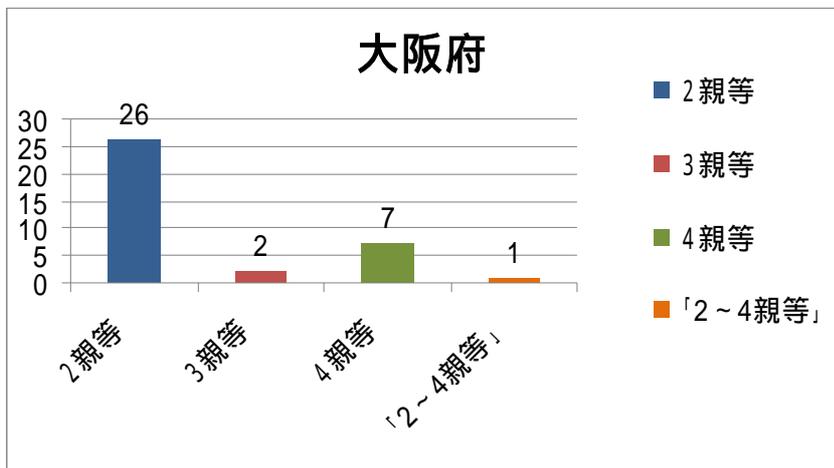
<京都府エリア>

4親等までと答えた市町村は5件、2親等と答えた市町村は10件であった。



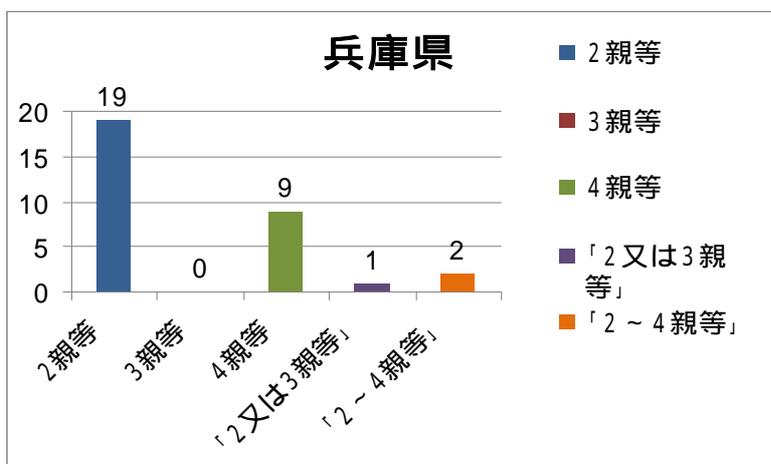
<大阪府エリア>

4親等までと答えた市町村は7件、3親等までと答えた市町村は2件、2親等までと答えた市町村は26件であった。必要に応じて「2親等～4親等」と答えた市町村は1件であった。2親等又は4親等と答えた市町村の中には「状況による」と回答しているところが5件あった（大阪市は未回答）。



<兵庫県エリア>

4親等までと答えた市町村は9件、2親等までと答えた市町村は19件「2親等又は3親等」と答えた市町村は1件「2親等～4親等」と答えた市町村は2件であった。

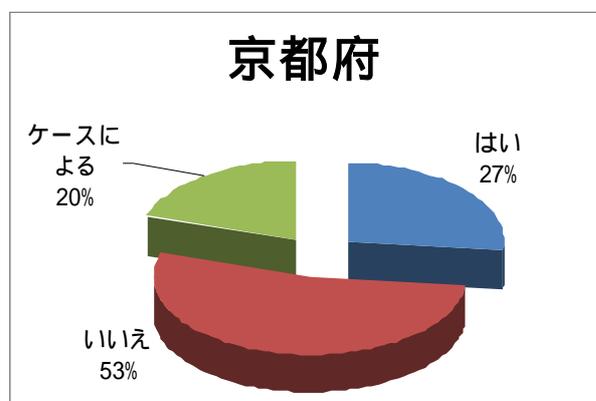


問8 市町村長申立の際、成年後見人等候補者を選んでいるか。

問8-1 どのような方を候補者を選んでいるか。

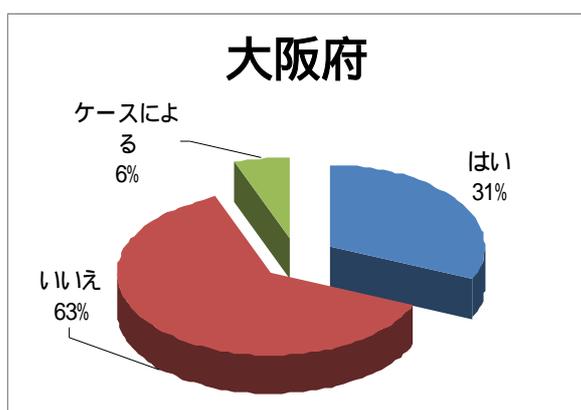
<京都府エリア>

「候補者を選んでいる」と答えたのは4件「選んでいない」と答えたのは8件「ケースによる」と答えたのは3件であった。「選んでいない」と答えた理由としては「弁護士等候補者とのかわりが少ない」「人材がない」との回答があった。候補者としては弁護士、司法書士と社会福祉士がほとんどで、行政書士や法人（社会福祉協議会）との回答もあった。



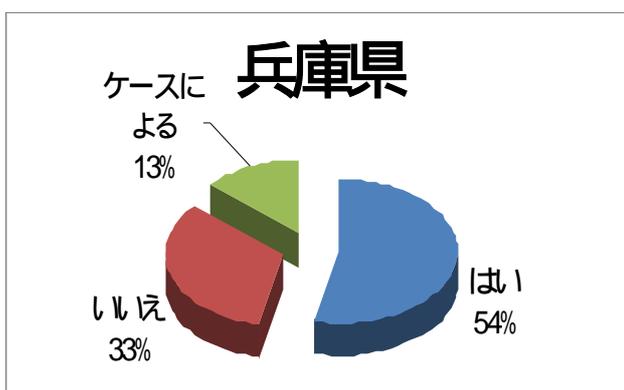
<大阪府エリア>

「候補者を選んでいる」と答えたのは11件「選んでいない」と答えたのは22件「ケースによる」と答えたのは2件であった。選んでいない理由としては「裁判所にゆだねている」という意見が多かった。候補者としては弁護士、司法書士と社会福祉士がほとんどで、行政書士や親族との回答もあった（大阪市は未回答）。



<兵庫県エリア>

「候補者を選んでいる」と答えたのは16件「選んでいない」と答えたのは10件「ケースによる」と答えたのは4件であった。「選んでいない」と答えた中でも「申立前に関わっている専門職の方がいれば、候補者としている」との意見もあった。また「市民後見人の養成をしており、体制を整えば候補者とする」との回答も2件あった。候補者としては、弁護士、司法書士と社会福祉士がほとんどであった。京都府や大阪府に比べ、候補者を選んでいるケースが多い。



問8-2 市民後見人の養成を行っているか。

問8-3 今後、市民後見人の養成を行うか。

<京都府エリア>

「市民後見人の養成を実施している」と回答したところは0件であった。「今後、実施する予定がある」との回答も0件であった。

<大阪府エリア>

「市民後見人の養成を実施している」と回答したところは0件であった（大阪市は未回答）。「平成24年度に実施する予定」と答えたのは5件であった。

<兵庫県エリア>

「市民後見人の養成を実施している」と答えたのは神戸市の1件のみであった。「今後、実施する予定がある」との回答はなかったが、「平成24年度以降に検討を予定している」との意見は1件あった。

後見報酬の助成実績について

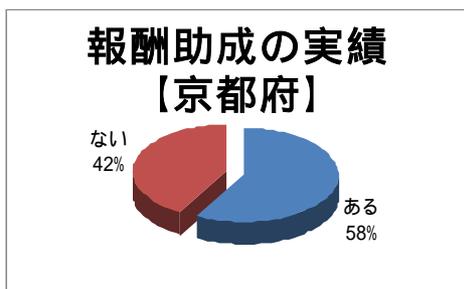
問 9 成年後見人等の報酬助成の事案件数

問 9 - 1 助成実績がある場合、成年後見類型、成年後見人等の種類、報酬額

問 1 0 今後、成年後見人等の報酬助成をする予定はあるか。

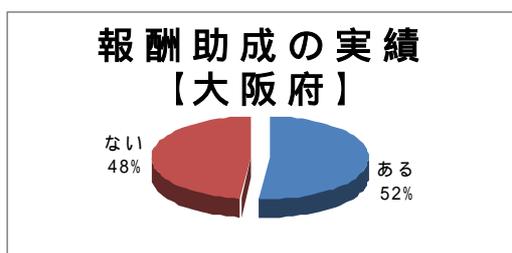
< 京都府エリア >

成年後見人等の報酬助成の実績について、長岡京市の場合、今までの成年後見人等の報酬助成事案は、高齢 7 件であった。今後、成年後見人等の報酬助成をする予定はあるが、件数は未定である。亀岡市の場合、これまでの成年後見人等の報酬助成事案は、高齢で 1 件あった。今後、成年後見人等の報酬助成については、申請があれば内容審査を行い、適当であれば助成を行う。宇治市の場合、これまでの成年後見人等の報酬助成事案は、高齢 3 件であった。今後、成年後見人等の報酬助成をする予定は 1 5 件である。



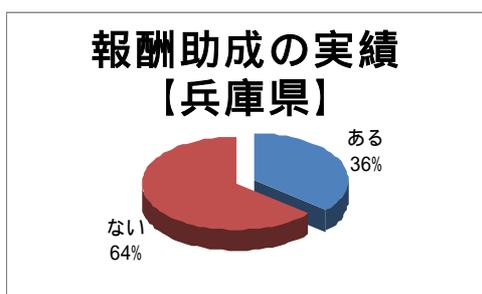
< 大阪府エリア >

成年後見人等の報酬助成の実績について、堺市の場合、これまでの成年後見人等の報酬助成事案は、高齢 7 件、障がい 5 件であった。今後、成年後見人等の報酬助成をするかは未定である。東大阪市の場合、これまでの成年後見人等の報酬助成事案は、高齢 8 件、障がい 3 件であった。今後の成年後見人等の報酬助成は、高齢 1 2 件、障がい 3 件の予定である。箕面市の場合、これまでの成年後見人等の報酬助成事案は、高齢 5 件のみであった。今後、成年後見人等の報酬助成予定はあるが件数は不明である（大阪府は未回答）。



<兵庫県エリア>

成年後見人等の報酬助成の実績について、神戸市の場合、これまでの成年後見人等の報酬助成事案は、高齢11件、障がい3件であった。今後は、申請に応じて成年後見人等の報酬助成をする予定である。明石市の場合、これまでの成年後見人等の報酬助成事案は、高齢14件、障がい1件であった。宝塚市の場合、これまでの成年後見人等の報酬助成事案は、高齢6件、障がい1件であった。今後、成年後見人等の報酬助成をする予定はあるが件数は未定である。



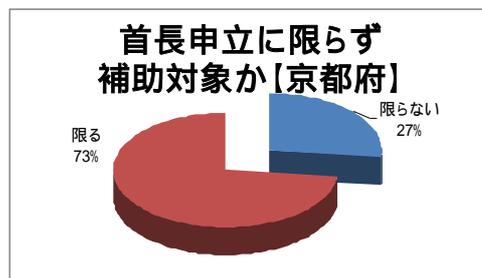
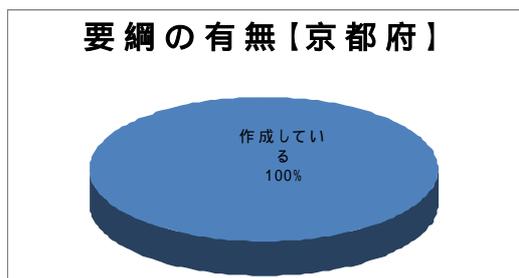
成年後見制度利用支援事業の要綱について

- 問1 1 成年後見制度利用支援事業の要綱を作成しているか。
- 問1 2 親族がいても市町村長申立を行うか。
- 問1 2 - 1 上記設問において、『状況による』と答えた場合、どのような場合に申立をおこなうか。
- 問1 3 市町村長申立に限らず、補助の対象としているか。

<京都府エリア>

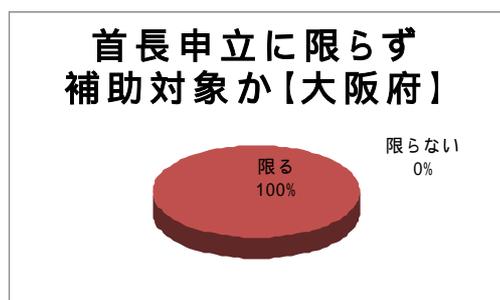
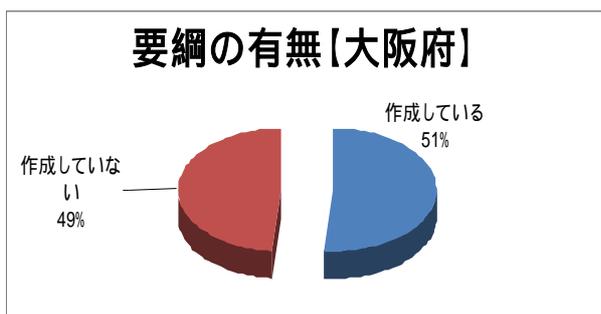
要綱を作成している市町村は15件であった。「親族がいても市町村申立を行う」と回答したのは3件「状況による」と回答したのは12件であった。理由としては「虐待を受けている」が4件「親族による申立が期待できない」が9件であった。

また「市町村申立に限らず、補助の対象としている」と答えたのは4件「していない」と答えたのは11件であった。



要綱を作成している市町村は18件であった。「親族がいても市町村申立を行う」と回答した市町村はなかった。「状況による」と回答したのは17件であった。理由としては、「虐待を受けている」が7件「親族による申立が期待できない」が15件であった。

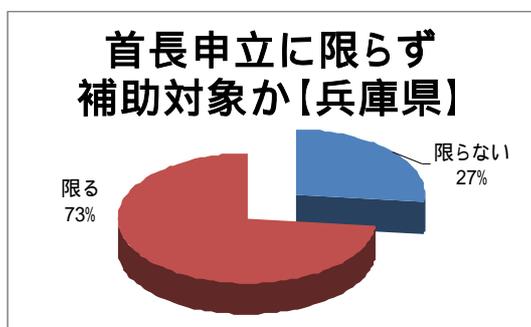
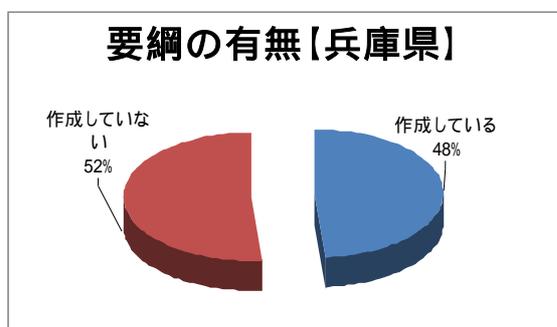
また「市町村申立に限らず、補助の対象としている」と答えた市町村はなく「していない」と答えたのは18件であった。理由としては「要綱にそのような定めがない」が2件「補助の必要がない」が1件「利用者の増加に実務面・財政面で困難」が1件であった。



<兵庫県エリア>

要綱を作成している市町村は16件であった。「親族がいても市町村申立を行う」と回答したのは1件「状況による」と回答したのは15件であった。理由としては「虐待を受けている」が5件「親族による申立が期待できない」が11件、その他「費用負担が困難」「生活保護受給者」「市町村長が認めた場合」との回答もあった。

また「市町村申立に限らず、補助の対象としている」と答えたのは4件「していない」と答えたのは11件であった。



成年後見制度全般について

問 1 4 障害者自立支援法の改正により、平成 2 4 年度のから成年後見制度利用支援事業が、地域支援事業の必須事業になることを知っているか。

<京都府エリア>

「知っている」と回答したのは、1 3 件「知らない」と回答したのが 1 件あった。

<大阪府エリア>

「知っている」と回答したのは、3 3 件「知らない」と回答したのが 2 件あった。

<兵庫県エリア>

「知っている」と回答したのは、2 5 件「知らない」と回答したのが 6 件あった。

問 1 5 成年後見制度をサポートする支援センター又は権利擁護センターはあるか。

<京都府エリア>

「成年後見制度をサポートする支援センター又は権利擁護センターがある」と回答したのは 5 件「ない」と回答したのは 1 0 件であった。

地域包括支援センターや社会福祉協議会及び障害者生活支援センター以外に、成年後見支援センター等があるのは、宇治市の山城権利擁護ネットワークであった。

<大阪府エリア>

「成年後見制度をサポートする支援センター又は権利擁護センターがある」と回答したのは 7 件「ない」と回答したのは 2 8 件であった（大阪市は未回答）。

地域包括支援センターや社会福祉協議会及び障害者生活支援センター以外に、成年後見支援センター等があるのは、東大阪市の東大阪成年後見支援センターであった。

<兵庫県エリア>

「成年後見制度をサポートする支援センター又は権利擁護センターがある」と回答したのは 9 件「ない」と回答したのは 2 4 件であった。

地域包括支援センターや社会福祉協議会及び障害者生活支援センター以外に成年後見支援センターがあるのは、神戸市成年後見支援センター・こうべ安心サポートセンター、西宮市の西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター、芦屋市の芦屋市権利擁護支援センター、伊丹市の伊丹市福祉権利擁護センターや宝塚市のNPO法人成年後見センターである。また、宝塚市においては、宝塚市権利擁護支援センターの設立も検討しているとの回答であった。

問16 成年後見制度全般について、課題や意見等

<京都府エリア>

「成年後見人等受任者の確保のため、市民後見人の養成の実施が課題」との回答が2件、その他「申立に至るまでの事務処理が煩雑で時間がかかる」「成年後見人等候補者を立てられないため選任までに時間がかかる」との意見があった。

<大阪府エリア>

「市民後見人の養成について必要である」と認識している意見が3件、その他「障がい者の後見報酬について、地域生活支援事業ではなくより安定的な財源を確保すべき」「親族後見人を支える場がない」「保佐や補助の段階での申立の判断が難しいので、弁護士や司法書士に気軽に相談できる体制をとりたい」との意見があった。

<兵庫県エリア>

「市民後見人の養成について」の意見は5件、「申立から選任までに時間がかかる」が3件、その他「今後増加すると予想される予算」「相談窓口の周知」「市町村窓口で対応できる職員の研修を行えば相談のたらい回しが防げるのではないか」との意見があった。

以上

統括責任者 松本 直高 代表理事（税理士・行政書士）

調査スタッフ

有田 伸弘	関西福祉大学 准教授
山口 理恵子	長野大学 講師（調査当時：京都光華女子大学 講師）
首藤 麻由子	行政書士
辻井 博之	行政書士
富士田 瞳	行政書士
伊落 智	事務局